

亀山市告示第 2 1 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部用地管理室に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供する。

平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 2 1 6 0 7
- 3 路線名 川合 3 1 号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
川合町字柴野 1 2 4 7 番地内から川合町字柴野 1 2 5 1 番 2 地内まで	新	1 1 1 . 1 0	最小	5 . 0 1
			最大	1 3 . 8 5